

平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 シ ャ 一 プ 株 式 会 社  
代表者名 取 締 役 社 長 戴 正 呉  
(コード番号 6753)

## 定款の一部変更のお知らせ

当社は、本日、平成29年6月20日開催予定の第123期定期株主総会（以下、「本定期株主総会」といいます。）において、定款の一部変更に係る議案を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 概要及び理由

#### (1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は現在監査役会設置会社であります。取締役会の監督機能強化及び意思決定の機動性向上を目的として、本定期株主総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに関連する規定を変更するものです。

#### (2) 単元株式数の変更及び株式併合に伴う発行可能株式総数等の変更

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。また、本定期株主総会において株式併合の件が承認されることを条件として、発行可能株式総数が10億株に変更されることに合わせて、種類株式の発行可能株式総数を、普通株式につき10億株、C種種類株式につき1,136,363株とするものです。

なお、これらに係る定款第6条及び第8条の変更（ただし、B種種類株式に関する規定の削除を除く）の効力発生日は平成29年10月1日といたします。

単元株式数の変更及び株式併合の内容については、本日発表の「単元株式数の変更、株式併合に関するお知らせ」をご参照ください。

#### (3) 取締役会を配当等の決定機関とする変更

機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、配当等会社法第459条に定める事項を取締役会の決議をもって実施できるようにするものです。

#### (4) B種種類株式に関する規定の削除

B種種類株式については、昨年発行済株式の全部を取得し、消却していることから、規定を削除するものです。

#### (5) 株主総会議長の変更

株主総会の円滑化及び審議の充実を図るため、株主総会の議長の人選を柔軟に行い得るよう規定を変更するものです。

#### (6) IoTを始めとする当社事業の推進、新規事業の創出を図るため、事業目的として食品の販売等や金融商品取引に関する事業を追加するものです。

### 2 変更内容

定款変更の具体的な内容は別紙のとおりです。

なお、当社現行定款については、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/governance/policy/pdf/article.pdf>)

以 上

## 定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~12. (省略) <u>13. 農産物の生産及び販売</u> 14. ~18. (省略)  <u>19. ~21.</u> (省略)	(目的) 第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~12. (現行どおり) <u>13. 食品の製造、加工、輸出入及び販売</u> 14. ~18. (現行どおり) <u>19. 金融商品取引に関する業務</u> <u>20. ~22.</u> (現行どおり)
(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人	(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. 会計監査人
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>100億株</u> とし、当会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>100億株</u> A種種類株式 20万株 B種種類株式 <u>2万5,000株</u> C種種類株式 <u>1,136万3,636株</u>	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>10億株</u> とし、当会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>10億株</u> A種種類株式 20万株 C種種類株式 <u>113万6,363株</u>
(A種種類株式) 第6条の2 (省略) ⑥金銭を対価とする取得請求権 1. 金銭対価取得請求権 <u>A種種類株主は、平成33年7月1日以降、(a)償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。)から、(b)償還請求日において発行済の全てのB種種類株式(当会社が有するものを除く。)の数にB種残余財産分配額(次条第3項第1号に定義される。)を乗じた額を控除した額(以下、本条において「償還請求可能額」という。)が正の値であるときに限り、毎月1日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下、本条において「償還請求日」という。)として、償還請求日の60取引日前までに当会社に対して書面による通知(撤回不能とする。以下、本条において「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得すること(以下、本条において「償還請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本号においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。</u>	(A種種類株式) 第6条の2 (現行どおり) ⑥金銭を対価とする取得請求権 1. 金銭対価取得請求権 A種種類株主は、平成33年7月1日以降、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいい、以下、本条において「償還請求可能額」という。)が正の値であるときに限り、毎月1日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下、本条において「償還請求日」という。)として、償還請求日の60取引日前までに当会社に対して書面による通知(撤回不能とする。以下、本条において「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得すること(以下、本条において「償還請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本号においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。ただし、償還請求日において償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかつたA種種類株式については、償還請求がなされなかつたものとみなす。</p> <p>2. ~ 3. (省略)</p> <p>⑦金銭を対価とする取得条項</p> <p>当会社は、平成28年7月1日以降、<u>金銭対価償還日</u>(以下に定義される。)の開始時において、<u>B種種類株式の発行済株式</u>(当会社が有するものは除く。)が存しないときに限り、当会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>⑧~⑩ (省略)</p> <p>⑪優先順位</p> <p>1. A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、<u>B種優先配当金</u>(次条第2項第1号に定義される。)、<u>B種累積未払配当金相当額</u>(次条第2項第4号に定義される。)及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通株主等」と総称する。)に対する剩余金の配当の支払順位は、<u>B種累積未払配当金相当額</u>が第1順位、<u>B種優先配当金</u>が第2順位、<u>A種累積未払配当金相当額</u>が第3順位、<u>A種優先配当金</u>が第4順位、普通株主等に対する剩余金の配当が第5順位とする。</p> <p>2. A種種類株式、<u>B種種類株式</u>及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、<u>B種種類株式</u>に係る残余財産の分配を第1順位、A種</p>	<p>ただし、償還請求日において償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかつたA種種類株式については、償還請求がなされなかつたものとみなす。</p> <p>2. ~ 3. (現行どおり)</p> <p>⑦金銭を対価とする取得条項</p> <p>当会社は、平成28年7月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>⑧~⑩ (現行どおり)</p> <p>⑪優先順位</p> <p>1. A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通株主等」と総称する。)に対する剩余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剩余金の配当が第3順位とする。</p> <p>2. A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>種類株式に係る残余財産の分配を第<u>2</u>順位、普通株式に係る残余財産の分配を第<u>3</u>順位とする。</p> <p>3. (省略)</p> <p>(B種種類株式) <u>第6条の3</u> (省略)</p> <p>第6条の<u>4</u>～第6条の<u>5</u> (省略)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当会社の普通株式の単元株式数は、<u>1,000</u>株とし、A種種類株式、<u>B種種類株式</u>及びC種種類株式の単元株式数は、1株とする。</p> <p>(株主総会の議長) 第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。</p> <p>② (省略)</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は、20名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②～③ (省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及びその他の役付取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>②増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>財産の分配を第<u>2</u>順位とする。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第6条の<u>3</u>～第6条の<u>4</u> (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当会社の普通株式の単元株式数は、<u>100</u>株とし、A種種類株式及びC種種類株式の単元株式数は、1株とする。</p> <p>(株主総会の議長) 第14条 株主総会の議長は、取締役社長<u>又は取締役社長が予め指名した者</u>がこれに当る。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当会社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、20名以内とする。 ②当会社の監査等委員である取締役は、<u>5名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ただし、<u>監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の中から取締役会長、取締役社長各1名及びその他の役付取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③増員又は補欠として選任された取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。 ②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集) 第22条 取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。 ②取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第23条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の決議方法等) 第23条 (省略) ②当会社は、取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときは、この限りでない。	(取締役会の決議方法等) 第24条 (現行どおり) ②当会社は、取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(取締役の報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定める。
第25条～第26条 (省略)	第26条～第27条 (現行どおり)
第 5 章 監査役及び監査役会	(削 除)
第27条～第35条 (省略)	(削 除)
(新設)	第 5 章 監 査 等 委 員 会
(新設)	(監査等委員会の招集) 第28条 監査等委員会を招集するには、各監査等委員に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。 ②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会の決議方法) 第29条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(新設)	(監査等委員会規則) 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

現 行 定 款	変 更 案
第 <u>36</u> 条～第 <u>37</u> 条 (省略)	第 <u>31</u> 条～第 <u>32</u> 条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第 <u>38</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第 <u>33</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第 <u>39</u> 条 (省略)	第 <u>34</u> 条 (現行どおり)
(剩余金の配当) 第 <u>40</u> 条 当会社の剩余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されている株主又は登録株式質権者に対してこれを行う。 (新設)	(剩余金の配当等) 第 <u>35</u> 条 (現行どおり)  ②前項の規定によるもののほか、当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を決定することができる。 ③前項の規定による剩余金の配当の基準日は、次の各号のとおりとする。 1. 每年3月31日 2. 每年9月30日 3. 当会社が別に定める日
(新設)	
第 <u>41</u> 条～第 <u>42</u> 条 (省略)	第 <u>36</u> 条～第 <u>37</u> 条 (現行どおり)
(新設)	<u>附 則</u> (定款一部変更の効力発生日) 第 <u>6</u> 条(発行可能株式総数)及び第 <u>8</u> 条(単元株式数)の変更は、第 <u>6</u> 条におけるB種種類株式の発行可能種類株式総数の削除を除き、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該効力発生日の経過によりこれを削除する。
(新設)	(監査役の責任免除等に関する経過措置) 第123期定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第35条第1項及び第2項の定めるところによる。